



屋外広告物新基準の概要

(平成 27 年 7 月 1 日施行)

The Sign Design Guidelines



第1章 屋外広告物制度改正の趣旨

広島市景観計画に基づく屋外広告物の規制・誘導

(1) 制度改正の趣旨

広島市では、「美しく品のある都市景観の創出」を総合的かつ計画的に推進するため、「広島市景観計画」を平成26年7月に策定し、平成27年1月から運用を開始しています。

建築物や工作物とともに、景観を構成する重要な要素である屋外広告物についても、広島市景観計画に定める基本方針に基づき、屋外広告物条例施行規則に定める許可基準の改正や広島市屋外広告物条例に定める景観形成広告整備地区の指定等を行うことにより、本市の良好な景観形成に向けた取組の充実を図ります。(平成27年7月1日から施行)

① 屋外広告物許可基準の改正

景観計画に定める景観計画重点地区(13地区)及び一般区域(景観計画重点地区以外の市域)内に掲出する屋外広告物について、これまでの許可基準(広告物の種別ごとの面積や大きさ等の基準)に加え、周辺の街並みとの調和や景観への配慮の観点等から新たな許可基準を設けます。(新たな許可基準は平成27年7月1日以降に許可を受けるものに適用します。)

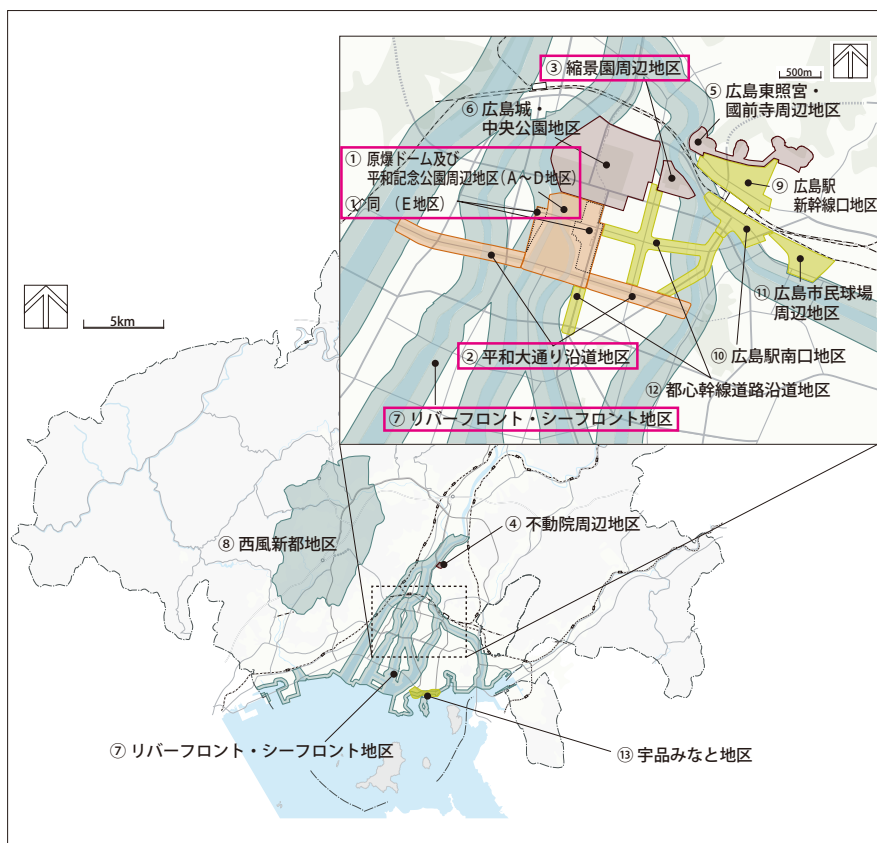
② 景観形成広告整備地区の指定等

ア 景観計画重点地区のうち、これまで美観形成要綱による景観協議を実施している地区で、引き続き対話型の協議により良好な景観形成を図っていく必要がある地区を屋外広告物条例第12条第1項の「景観形成広告整備地区」に指定します。

イ 景観形成広告整備地区において広告物を掲出する場合は、屋外広告物条例第12条第6項の規定により、許可の不要な広告物(一定規模以下の自家用広告物や公共的な広告物等)についても一部の広告物(表示面積が2㎡以下の広告物や軽微な変更又は改造に係る広告物など)を除き、届出を行う必要があります。

ウ これらの地区については、要綱による景観協議も継続して実施します。

景観計画重点地区と景観形成広告整備地区の位置図



景観計画重点地区の位置

- 平和**
(平和都市広島を象徴する景観づくり)
- 歴史・文化**
(歴史や文化の香り漂う景観づくり)
- 水と緑**
(水と緑を生かした潤いと安らぎのある景観づくり)
- にぎわい・おもてなし**
(にぎわいがあり、おもてなしの心を感じる景観づくり)
- 景観形成広告整備地区**
(指定した地区を赤枠で囲んでいます)

壁面利用広告物の総量規制

建築物等の一壁面に掲出できる広告物の総量（表示面積の合計）について、壁面の面積に対して掲出できる割合（上限値）を地区ごとに設け、広告物の過度な表示を抑制します。

規制・誘導がない場合

規制・誘導イメージ

過剰な広告物を抑制しバランス良く配置

広告物の地色の色彩の規制

景観計画重点地区では、広告物の地色の色彩について、マンセル値による彩度の基準を地区ごとに設け、けばけばしい広告物を抑制します。（小規模な広告物等を除く。）
※「地色」とは広告物の表示面積の3分の1以上の部分で使用する色をいいます。

規制・誘導がない場合

規制・誘導イメージ

地色の彩度を抑制
金属等の素材色を用いた配色
背景色と文字色を反転
地色の彩度を抑制
箱文字の採用

広告物の設置高さの制限 屋上広告物の設置の制限

景観計画重点地区では、広告物（屋上広告物を含む）を掲出できる高さの制限を地区ごとに設け、高層部への広告物の表示を制限し、遠景やスカイラインに配慮した広告物を誘導します。
ビル名称等で一定の要件（緩和基準）を満たす広告物については、例外的に高さの制限を超えた位置に掲出することができます。

規制・誘導がない場合

規制・誘導イメージ

高層部への表示を制限
低層部への広告物の誘導（歩行者の目線でのにぎわいを創出）

自家用広告物等への限定（第三者広告の禁止）

原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区、平和大通り沿道地区など景観上特に重要な地区に掲出できる広告物については、必要最小限のものとして、自己の名称、店名、商標、ビル名称等を表示する自家用広告物や管理用広告物に限定します。

規制・誘導がない場合

規制・誘導イメージ

必要最小限の自家用広告物に限定

(2) 制度改正後の規制・誘導の枠組み

制度改正後の屋外広告物に関する規制・誘導は以下の枠組みで実施します。

地区区分	地区指定の考え方	地区名	規制・誘導の考え方と制度	新たな規制・誘導項目
景観形成広告整備地区 (屋外広告物条例第12条)	広島市景観計画の景観計画区域（市全域）のうち、良好な景観を形成するために必要がある区域を市長が指定し、広告物景観形成指針による誘導を行う地区	原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区 平和大通り沿道地区 縮景園周辺地区 リバーフロント・シーフロント地区のエリア	対話型協議による誘導 ・要綱に基づく事前協議 ・条例に基づく届出 (広告物景観形成指針による誘導基準)	ア 許可が不要な物件でも一部のものを除き届出が必要 イ 広告物景観形成指針を定め、適合努力義務を付加
景観計画重点地区 (景観計画第5章) (景観条例第6条)	広島市景観計画の景観計画区域（市全域）のうち、景観上重要かつ象徴的、代表的な地区として定めた地区	(上記4地区) 不動院周辺地区 広島東照宮・國前寺周辺地区 広島城・中央公園地区 西風新都地区 広島駅新幹線口地区 広島駅南口地区 広島市民球場周辺地区 都心幹線道路沿道地区 宇品みなと地区	許可基準による規制 ・条例に基づく許可 (景観計画重点地区の許可基準)	ア 壁面利用広告物の総量規制 イ 広告物の地色の色彩の規制 ウ 広告物の設置高さの制限 エ 屋上広告物の設置の制限 オ 自家用広告物等への限定（第三者広告の禁止）
一般区域 (景観計画第5章)	景観計画重点地区以外の市域	一般区域	許可基準による規制 ・条例に基づく許可 (一般区域の許可基準)	ア 壁面利用広告物の総量規制

第2章 新制度による各地区の屋外広告物の規制・誘導

規制・誘導のエリア区分と考え方

新制度では、「景観計画による地区区分」と「景観特性と規制・誘導レベルによるグループ区分」の組合せによって、5つの区分を設定しています。本章では、この地区・グループの区分に基づいて「屋外広告物の掲出に関する基準」を解説します（地区別の基準の一覧についてはP11～P14の「地区別一覧」をご覧ください）。

景観計画による地区区分

景観計画で定める景観計画重点地区と一般区域の区分です。景観計画重点地区の一部を屋外広告物条例による景観形成広告整備地区に指定しています。屋外広告物を掲出する際の手続きが区分によって異なります。

景観特性と規制・誘導レベルによるグループ区分

景観資源や景観特性など区域内の景観の状況を考慮し、配慮すべき景観の対象と屋外広告物のあるべき姿を考慮して区分しています。

エリア区分のイメージ		景観特性と規制・誘導レベルによるグループ区分		
		グループⅠ 中景、遠景に特に配慮する区域 平和都市を象徴する景観や歴史的・文化的価値を象徴する景観に配慮し、中景、遠景においては特に景観上の配慮を要請する区域です。	グループⅡ 街のにぎわいを踏まえながら遠景に配慮する区域 一定のルールのもと都市の活力とにぎわいを演出する区域です。	グループⅢ 周辺景観と調和させる区域 周辺の自然環境や街並み等と調和させる区域です。
景観計画による地区区分	景観形成広告整備地区 対話型協議による誘導と許可基準による規制を行う地区 要綱に基づく事前協議や景観計画重点地区の許可基準による許可の申請に加え、許可の対象とならないものでも広告物景観形成指針による届出が必要です。	① 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区A,B,C ② 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区D 平和大通り沿道地区 縮景園周辺地区	③ 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区E リバーフロント・シーフロント地区	
	その他の景観計画重点地区 許可基準による規制を行う地区 景観計画重点地区の許可基準による許可の申請が必要です。	④ 不動院周辺地区 広島東照宮・國前寺周辺地区 広島城・中央公園地区 広島駅新幹線口地区 （二葉の里歴史の散歩道に面するエリア）	⑤ 西風新都地区 広島駅新幹線口地区 （二葉の里歴史の散歩道に面しないエリア） 広島駅南口地区 広島市民球場周辺地区 都心幹線道路沿道地区 宇品みなと地区	
	一般区域 （景観計画重点地区以外の市域） 許可基準による規制を行う地区 一般区域の許可基準による許可の申請が必要です。			⑥ 一般区域

1 屋外広告物制度改正の趣旨

2 新制度による各地区の屋外広告物の規制・誘導

3 その他の屋外広告物の許可基準

4 事前協議・届出の経緯措置

2 新制度による各地区の屋外広告物の規制・誘導

①	景観形成広告整備地区	グループ I	原爆ドームや平和記念公園、平和大通りなど、平和都市を象徴する景観要素に対し、特に中景、遠景での配慮を要請する区域です。 屋外広告物の設置にあたっては、要綱に基づく事前協議や屋外広告物条例に基づく許可又は届出が必要です。
原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区 (A地区、B地区、C地区)			

規制・誘導項目	基準の内容	基準のイメージ	
許可基準	広告物の設置高さ 10m 以下		
	設置高さの制限を緩和する広告物の基準 A		
	表示内容	ビル名称等又は 駐車場を表す案内用記号 (P マーク)	
	表示形式	建築物の壁面に箱文字又は直塗りで表示するもの 広告物の個数は 1 壁面につき 1 個	
	文字の大きさ	縦 1.2m 以下	
	商標・P マークの大きさ	縦横それぞれ 2.4m 以下	
	色彩	文字・商標・P マークの彩度が 2 以下	
	照明	照明は行わない	
	壁面利用広告物の 総量	表示面積の合計が壁面の面積 (高さ 10m 以下の部分の壁面の面積) の 1/5 以下かつ 30㎡以下 (表示面積が 1㎡以下のものや 2 週間以内の一次的・仮設的な広告は含まない)	
	広告物の 地色の色彩	地色の彩度が暖色系 8 以下、暖色系以外 6 以下 (表示面積 2㎡以下のものや車両・船舶等に掲出する広告は対象外) ※「暖色系」は 0R から 5Y までの色相	
屋上広告物の設置	10m 超不可	※を参照	
広告内容	自家用広告物・管理用広告物のみ掲出可 (表示面積 1㎡以下のものや車両・船舶等に掲出する広告は対象外)		
誘導基準	屋上広告物の設置	平和記念公園、平和大通り、河川から見える場所には屋上広告物を掲出しない	
	広告物の掲出場所	原則として平和記念公園、平和大通りから見える場所には広告物を掲出しない	
	点滅等	点滅又は輝度に変化する広告は掲出しない	
	その他	・周辺の街並みや建築物との調和を図る ・表示内容・掲出数は必要最小限のものとする ・形態、意匠、色彩、大きさ、位置、素材など、デザインを工夫する ・テナント看板等はできる限り集約化する	

1 屋外広告物制度
改正の趣旨

2 新制度による各地区の屋外広告物の規制・誘導

3 その他の屋外広告物の許可基準

4 事前協議・届出の手続と経過措置

2 新制度による各地区の屋外広告物の規制・誘導

4

②	景観形成広告整備地区	グループ I	平和都市を象徴する景観要素に対し、特に中景、遠景での配慮を要請する区域です。 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区 (A, B, C 地区) と比較するとビル名称等の色彩や照明などの基準が緩和されています。屋外広告物の設置にあたっては、要綱に基づく事前協議や屋外広告物条例に基づく許可又は届出が必要です。
原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区 D 地区 平和大通り沿道地区 縮景園周辺地区			

規制・誘導項目	基準の内容	基準のイメージ
許可基準	広告物の設置高さ 10m 以下	
	設置高さの制限を緩和する広告物の基準 B	
	表示内容 ビル名称等又は 駐車場を表す案内用記号 (P マーク)	
	表示形式 建築物の壁面に箱文字又は直塗りで表示するもの 広告物の個数は 1 壁面につき 1 個	
	文字の大きさ 縦 1.2m 以下	
	商標・P マークの大きさ 縦横それぞれ 2.4m 以下	
	色彩 文字・商標・P マークの彩度が 暖色系 8 以下、暖色系以外 6 以下	
照明 照明装置が文字の内部若しくは裏面又は背後の壁面に取り付けられていること		
壁面利用広告物の 総量	表示面積の合計が壁面の面積 (高さ 10m 以下の部分の壁面の面積) の 1/5 以下かつ 30㎡以下 (表示面積が 1㎡以下のものや 2 週間以内の一次的・仮設的な広告物は含めない)	
広告物の 地色の色彩	地色の彩度が暖色系 8 以下、暖色系以外 6 以下 (表示面積 2㎡以下 (平和大通り沿道地区は 5㎡以下) のものや車両・船舶等に掲出する広告物は対象外)	
屋上広告物の設置	10m 超不可	※を参照
広告内容	自家用広告物・管理用広告物のみ掲出可 (表示面積 1㎡以下のものや車両・船舶等に掲出する広告物は対象外)	
誘導基準	屋上広告物の設置	【原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区 D 地区、平和大通り沿道地区】 平和記念公園、平和大通り、河川から見える場所には屋上広告物を掲出しない 【縮景園周辺地区】 縮景園、河川から見える場所には屋上広告物を掲出しない
	広告物の掲出場所	【原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区 D 地区】 原則として平和記念公園、平和大通りから見える場所には広告物を掲出しない 【平和大通り沿道地区】 平和大通りから見える場所 (高さ 10m 以下) にはビル名称等又は店名のみ掲出可 【縮景園周辺地区】 原則として縮景園から見える場所には広告物を掲出しない
	点滅等	点滅又は輝度に変化する広告物は掲出しない
その他	・ 周辺の街並みや建築物との調和を図る ・ 表示内容・掲出数は必要最小限のものとする ・ 形態、意匠、色彩、大きさ、位置、素材など、デザインを工夫する ・ テナント看板等はできる限り集約化する	

③	景観形成広告整備地区	グループII	<p>平和記念公園や美しく整備された河岸緑地など、広島を代表する眺望景観を大切にしながら、一定のルールのもとで都市の活力とにぎわいを演出する区域です。屋外広告物の設置にあたっては、要綱に基づく事前協議や屋外広告物条例に基づく許可又は届出が必要です。</p>
<p>原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区 E 地区 リバーフロント・シーフロント地区</p>			

規制・誘導項目	基準の内容	基準のイメージ	
許可基準	<p>広告物の設置高さ</p> <p>20m 以下</p>	<p>※</p>	
	<p>設置高さの制限を緩和する広告物の基準 C</p>		
	<p>表示内容</p> <p>表示面積が 20㎡以下の自家用広告物</p>		
	<p>表示形式</p> <p>建築物の壁面に表示するもの (表示形式は問わない)</p>		
	<p>文字の大きさ</p> <p>—— (表示面積は 20㎡以下)</p>		
	<p>商標・P マークの大きさ</p> <p>—— (表示面積は 20㎡以下)</p>		
	<p>色彩</p> <p>地色の彩度が暖色系 8 以下、暖色系以外 6 以下</p>	<p>【地色の彩度】 暖色系 8 以下 暖色系以外 6 以下</p>	
<p>照明</p> <p>—— (照明方法は問わない)</p>			
誘導基準	<p>壁面利用広告物の総量</p>	<p>【壁面の面積（高さ 20m 以下の部分）が 300㎡以下（リバーフロント・シーフロント地区は 180㎡以下）の場合】 表示面積の合計が壁面の面積の 1/3 以下（100㎡（リバーフロント・シーフロント地区は 60㎡）まで可） 【壁面の面積（高さ 20m 以下の部分）が 300㎡超（リバーフロント・シーフロント地区は 180㎡超）の場合】 表示面積の合計が 100㎡（リバーフロント・シーフロント地区は 60㎡）に壁面の面積の 300㎡（リバーフロント・シーフロント地区は 180㎡）を超える部分の 1/5 を加えた面積以下 ただし広告物 1 個の表示面積は 100㎡（リバーフロント・シーフロント地区は 60㎡）以下（表示面積が 1㎡以下のものや 2 週間以内の一時的・仮設的な広告物は含めない）</p>	<p>【原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区 E 地区の場合】</p> <p>※ 面積超過 100㎡に壁面の面積の 300㎡を超える部分の 1/5 を加えた面積以下 例) 450㎡の場合→100㎡+(450-300㎡)/5=130㎡以下まで可</p> <p>○ 20m 以下の壁面面積の 1/3 以下（最大 100㎡） 例) 240㎡の場合→240/3=80㎡以下まで可</p>
	<p>広告物の地色の色彩</p>	<p>地色の彩度が 10 以下 (表示面積 10㎡以下のものや車両・船舶等に掲出する広告は対象外)</p>	<p>【地色の彩度】 10 以下</p>
	<p>屋上広告物の設置</p>	<p>20m 超不可</p>	<p>※を参照</p>
<p>屋上広告物の設置</p>	<p>【原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区 E 地区】 平和記念公園、平和通り、河川から見える場所には屋上広告物を掲出しない 【リバーフロント・シーフロント地区】 河川・港湾から見える場所には屋上広告物を掲出しない</p>	<p>※ 見える場所には設置しない</p> <p>○ (ビルの裏側など) 見えない場所には設置可 ○ 緩和基準を満たすものは設置可 (リバーフロント・シーフロント地区)</p>	
<p>広告物の掲出場所</p>	<p>【原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区 E 地区】 原則として平和記念公園から見える場所には広告物を掲出しない 【リバーフロント・シーフロント地区】 河川・港湾から見える場所（高さ 10m 超） ビル名称等で緩和基準 B を満たすもののみ掲出可 河川・港湾から見える場所（高さ 10m 以下） ビル名称等又は店名のみ掲出可（地色の彩度が暖色系 8 以下、暖色系以外 6 以下であるものに限る（表示面積 2㎡以下の広告は対象外））</p>		
<p>点減等</p>	<p>【リバーフロント・シーフロント地区】 河川・港湾から見える場所には点減又は輝度に変化する広告は掲出しない</p>		
<p>その他</p>	<p>・周辺の街並みや建築物との調和を図る ・表示内容・掲出数は必要最小限のものとする ・形態、意匠、色彩、大きさ、位置、素材など、デザインを工夫する ・テナント看板等はできる限り集約化する</p>	<p>周辺の街並みや建築物との調和を図る</p> <p>River Side</p> <p>表示内容・掲出数は必要最小限のものとする</p> <p>形態、意匠、色彩、大きさ、位置、素材など、デザインを工夫する</p> <p>テナント看板等はできる限り集約化する</p>	

1 屋外広告物制度
改正の趣旨

2 新制度による各地区の屋外広告物の規制・誘導

3 その他の屋外広告物の許可基準

4 事前協議・届出の手続と経過措置

2 新制度による各地区の屋外広告物の規制・誘導

6

4	景観計画重点地区	グループ I	<p>不動産院や広島東照宮、國前寺、広島城など、市を代表する歴史的景観資源に対して、特に中景、遠景での配慮を要請する区域です。</p> <p>屋外広告物の設置にあたっては、屋外広告物条例に基づく許可が必要となり、景観計画重点地区の許可基準への適合が求められます。</p>
<p>不動産院周辺地区 広島東照宮・國前寺周辺地区 広島城・中央公園地区 広島駅新幹線口地区（二葉の里歴史の散歩道に面するエリア）</p>			

規制・誘導項目	基準の内容	基準のイメージ
許可基準	<p>広告物の設置高さ</p> <p>【不動産院周辺地区】 7m 以下 【その他の地区】 10m 以下</p>	
	<p>設置高さの制限を緩和する広告物の基準 B</p>	
	<p>表示内容</p> <p>ビル名称等又は 駐車場を表す案内用記号（P マーク）</p>	
	<p>表示形式</p> <p>建築物の壁面に箱文字又は直塗りで表示するもの 広告物の個数は 1 壁面につき 1 個</p>	<p>【文字等の彩度】 暖色系 8 以下 暖色系以外 6 以下</p>
	<p>文字の大きさ</p> <p>縦 1.2m 以下</p>	
	<p>商標・P マークの大きさ</p> <p>縦横それぞれ 2.4m 以下</p>	
	<p>色彩</p> <p>文字・商標・P マークの彩度が 暖色系 8 以下、暖色系以外 6 以下</p>	
<p>照明</p> <p>照明装置が文字の内部若しくは裏面又は背後の壁面に取り付けられていること</p>		
<p>壁面利用広告物の総量</p>	<p>表示面積の合計が壁面の面積（不動産院周辺地区では高さ 7m 以下の部分の壁面の面積、その他の地区では高さ 10m 以下の部分の壁面の面積）の 1/5 以下かつ 30㎡以下（不動産院周辺地区では 20㎡以下） （表示面積が 1㎡以下のものや 2 週間以内の一次的・仮設的な広告物は含めない）</p>	
<p>広告物の地色の色彩</p>	<p>地色の彩度が暖色系 8 以下、暖色系以外 6 以下 （表示面積 2㎡以下のものや車両・船舶等に掲出する広告は対象外）</p>	<p>【地色の彩度】 暖色系 8 以下</p> <p>暖色系以外 6 以下</p>
<p>屋上広告物の設置</p>	<p>【不動産院周辺地区】 7m 超不可 【その他の地区】 10m 超不可</p>	
<p>広告内容</p>	<p>自家用広告物・管理用広告物のみ掲出可 （表示面積 1㎡以下のものや車両・船舶等に掲出する広告は対象外）</p>	

⑤	景観計画重点地区	グループII	新しい都市拠点として整備された西風新都や広島駅、宇品港など市の玄関口、都心幹線道路沿道や市民球場などの交流拠点の景観に配慮しながら、都市の活力やにぎわいを演出する区域です。屋外広告物の設置にあたっては、屋外広告物条例に基づく許可が必要となり、景観計画重点地区の許可基準への適合が求められます。
西風新都地区 広島駅新幹線口地区（二葉の里歴史の散歩道に面しないエリア） 広島駅南口地区、広島市民球場周辺地区 都心幹線道路沿道地区、宇品みなと地区			

規制・誘導項目	基準の内容	基準のイメージ
許可基準	広告物の設置高さ 20m 以下	
	設置高さの制限を緩和する広告物の基準 C	
	表示内容 表示面積が 20㎡以下の自家用広告物	
	表示形式 建築物の壁面に表示するもの （表示形式は問わない）	
	文字の大きさ ——（表示面積は 20㎡以下）	
	商標・Pマークの大きさ ——（表示面積は 20㎡以下）	
	色彩 地色の彩度が暖色系 8 以下、暖色系以外 6 以下	
	照明 ——（照明方法は問わない）	
壁面利用広告物の総量	【壁面の面積（高さ 20m 以下の部分）が 300㎡以下の場合】 表示面積の合計が壁面の面積の 1/3 以下（100㎡まで可） 【壁面の面積（高さ 20m 以下の部分）が 300㎡超の場合】 表示面積の合計が 100㎡に壁面の面積の 300㎡を超える部分の 1/5 を加えた面積以下 ただし広告物 1 個の表示面積は 100㎡以下 （表示面積が 1㎡以下のものや 2 週間以内の一次的・仮設的な広告物は含めない）	
広告物の地色の色彩	地色の彩度が 10 以下 （表示面積 10㎡以下のものや車両・船舶等に掲出する広告物は対象外）	
屋上広告物の設置	20m 超不可	

⑥	一般区域 (景観計画重点地区以外の市域)	グループIII	壁面に掲出する広告物の総量を規制することにより、周辺の自然環境や街並みと調和させる区域です。屋外広告物の設置にあたっては、屋外広告物条例に基づく許可が必要となり、一般区域の許可基準への適合が求められます。
一般区域			

規制・誘導項目	基準の内容	基準のイメージ
許可基準	壁面利用広告物の総量 表示面積の合計が壁面の面積の 1/3 以下 （表示面積 1㎡以下のものや 2 週間以内の一次的・仮設的な広告物は対象外）	

1 屋外広告物制度
 改正の趣旨
 2 新制度による各地区の屋外広告物の規制・誘導
 3 その他の屋外広告物の許可基準
 4 事前協議・届出の手続と経過措置
 2 新制度による各地区の屋外広告物の規制・誘導

第3章 その他の屋外広告物の許可基準

今回新たに設けた許可基準のほかに、屋外広告物の種別ごとに以下の許可基準があります。

No.	種別	場所等	許可基準の概要
1	地上に設置する広告塔又は平看板(アーチ看板を除く)	(1) 家屋連たん区域(半径150mの範囲内に10戸以上が連たんする区域)内に設置するもの	表示面積→20㎡以下 高さ→15m以下
		(2) 家屋連たん区域外に設置するもの(③の区域を除く。)	表示面積→30㎡以下 高さ→平看板:6m以下、広告塔:10m以下
		(3) 家屋連たん区域外で高速自動車国道の路肩から展望することができる区域内に設置するもの	両側の路肩からの距離→500m以上離れていること 広告物の相互間の距離→300m以上離れていること 表示面積→40㎡以下 高さ→平看板:6m以下、広告塔:10m以下
2	建築物の屋上に設置する広告塔又は平看板		上端高さ→当該建築物の高さ以下、かつ46m以下(51m以下) 設置位置→建築物の壁面から外にはみ出さないこと
3	建築物、工作物等(電柱等を除く)を利用する突出し看板	(1) 車道に設置するもの	表示面積→20㎡以下 下端高さ→4.5m以上 道路上への突出し幅→1m以下(歩道上に突き出す場合1.5m以下)
		(2) 歩道に設置するもの	表示面積→20㎡以下 下端高さ→3.5m以上(2.5m以上) 道路上への突出し幅→1m以下(歩道上に突き出す場合1.5m以下)
4	アーチ看板(原則として新設は不可)	(1) 車道を横断する場合	表示面積→30㎡以下 下端高さ→5m以上
		(2) 歩道上的の場合	表示面積→30㎡以下 下端高さ→3.5m以上
5	立看板(道路上への設置は不可)		表示部分の大きさ→縦2m以下、横1m以下 脚部の高さ→0.5m以下
6	アーケードへの添加看板		下端高さ→車道上:4.5m以上、歩道上3.5m以上(2.5m以上) 表示面積→2㎡以下 個数→1営業所につき原則として1個 ※このほか、設置場所や方法に関する基準があります。
7	電柱、街灯柱、消火栓標識等を利用し、設置する添加・巻付け看板	(1) 道路上の電柱等への添加看板	交差点からの距離→20m以上離れていること 下端高さ→車道上:4.5m以上、歩道上3.5m以上(2.5m以上) 大きさ→縦1.5m以下、横0.8m以下 表示面積→1㎡以下 個数→1柱につき1個 ※このほか、設置場所や方法に関する基準があります。
		(2) 道路上の電柱等への巻付け看板	下端高さ→1.2m以上 着色等→電柱等に直塗りしないもの、夜光塗料を用いないもの 大きさ→縦1.5m以下、横0.8m以下 表示面積→1㎡以下 個数→1柱につき1個 1㎡の範囲内で1個を2面として掲出可 ※このほか、設置場所や方法に関する基準があります。
		(3) その他の電柱等への添加看板・巻付け看板	着色等→電柱等に直塗りしないもの、夜光塗料を用いないもの 大きさ→縦1.5m以下、横0.8m以下 表示面積→1㎡以下 個数→1柱につき、添加看板及び巻付け看板各1個 巻付け看板は1㎡の範囲内で1個を2面として掲出可
8	電車又は乗合自動車に表示する広告板	(1) 電車広告板	表示位置→側面であること 表示面積→1面につき4㎡以下 個数→1面につき4個以下
		(2) 乗合自動車広告板	表示位置→側面であること 大きさ→縦0.7m以下、横3.5m以下 個数→1面につき1個
9	タクシーの車体を利用する広告物及び広告塔		表示面積→4㎡以下 表示位置→窓に表示しない 広告塔の位置→車体の上部であること
10	車両(8,9を除く)の車体に表示する広告物		表示位置→側面であること 表示面積→1面につき2㎡以下 個数→1面につき1個
11	気球広告		大きさ→縦20m以下、横1m以下 表示面積→20㎡以下
12	はり札		表示面積→1枚につき1㎡以下 枚数→1壁面につき3枚以下
13	はり紙		表示面積→1枚につき1.5㎡以下 枚数→1壁面につき5枚以下
14	地下通路等つり下げ広告		表示面積→1枚につき1.5㎡以下 下端高さ→2.5m以上

()は市長が特にやむを得ないと認める場合の基準

1 屋外広告物制度
改正の趣旨

2 新制度による各地区の
屋外広告物の規制・誘導

3 その他の
屋外広告物の許可基準

4 事前協議・届出の手続
と経過措置

3 その他の屋外広告物の許可基準

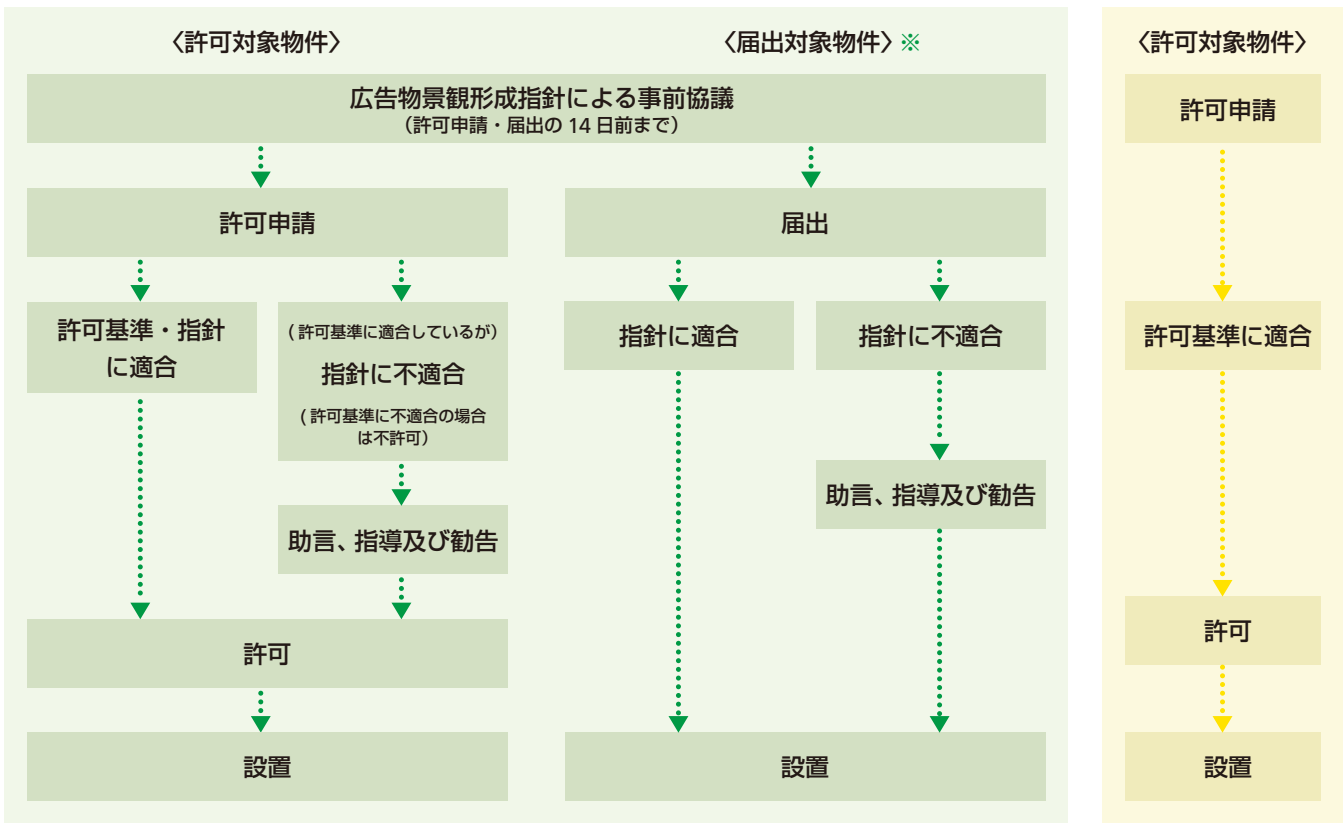
第4章 事前協議・届出の手續と経過措置

1 許可・届出対象広告物に係る手續の流れ

許可や届出の対象となっている屋外広告物の掲出にあたっては、地区ごとに以下の手續が必要となります。

景観形成広告整備地区

その他の景観計画区域



※<届出対象物件>

- 許可を要しない広告物のうち次のものの以外
- ・表示面積が2㎡以下のもの
- ・軽微な変更・改造に係るもの(規則に定めるものに限る)
- ・車両・船舶等に掲出するもの
- ・法令の規定により掲出するもの など

2 経過措置

今回の許可基準の改正について、規則の改正規定の施行の際に現に適法に掲出されている広告物については、これらが存する限り改正基準は適用されません(屋外広告物条例第7条第2項)。

これら既存不適格の広告物については、除却して新たに掲出するために許可を受ける場合などは、改正後の許可基準に適合したものとする必要があります。

<お問い合わせ先>

担当課	住所	電話番号
都市整備局 都市計画課 都市デザイン係	中区国泰寺町 1-6-34	082-504-2277
中区 維持管理課	中区国泰寺町 1-4-21	082-504-2576
東区 維持管理課	東区東蟹屋町 9-38	082-568-7739
南区 維持管理課	南区皆実町 1-5-44	082-250-8956
西区 維持管理課	西区福島町 2-2-1	082-532-0946
安佐南区 維持管理課	安佐南区古市 1-33-14	082-831-4948
安佐北区 維持管理課	安佐北区可部 4-13-13	082-819-3925
安芸区 維持管理課	安芸区船越南 3-4-36	082-821-4921
佐伯区 維持管理課	佐伯区海老園 2-5-28	082-943-9752

1 屋外広告物制度
改正の趣旨

2 新制度による各地区の
屋外広告物の規制・誘導

3 その他の
屋外広告物の許可基準

4 事前協議・届出の手續
と経過措置

4 事前協議・届出の手續と経過措置

屋外広告物の掲出に関する基準

区 分		景 観 計 画				
		グループ I				
		①原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区				
		A 地区	B 地区	C 地区	D 地区	
景観計画に定める地区ごとの景観形成の方針		平和記念公園と平和大通り等の道路、橋りょう、河川、河岸緑地を含む地区とし、平和記念公園の役割にふさわしい良好な景観の保全及び形成を図る。	世界遺産である原爆ドームのバッファーズーンのうち、A地区を除く地区とし、原爆ドーム及び平和記念公園を取り囲む地区にふさわしい良好な景観の形成を図る。	世界遺産である原爆ドームの背景に位置する地区とし、原爆ドームの存在感に配慮した景観の形成を図る。	平和大通り沿道の地区とし、平和記念公園及び平和大通りからの眺望に配慮した景観の形成を図る。	
景観形成広告整備地区への指定		景観形成広告整備地区	景観形成広告整備地区	景観形成広告整備地区	景観形成広告整備地区	
許可基準	広告物の設置高さ	10m 以下	10m 以下	10m 以下	10m 以下	
	設置高さの制限を緩和する広告物の基準		緩和基準 A	緩和基準 A	緩和基準 A	緩和基準 B
		表示内容	ビル名称等又は駐車場を表す案内用記号（Pマーク）	ビル名称等又は駐車場を表す案内用記号（Pマーク）	ビル名称等又は駐車場を表す案内用記号（Pマーク）	ビル名称等又は駐車場を表す案内用記号（Pマーク）
		表示形式	建築物の壁面に箱文字又は直塗り表示するもの 広告物の個数は1壁面につき1個	建築物の壁面に箱文字又は直塗り表示するもの 広告物の個数は1壁面につき1個	建築物の壁面に箱文字又は直塗り表示するもの 広告物の個数は1壁面につき1個	建築物の壁面に箱文字又は直塗り表示するもの 広告物の個数は1壁面につき1個
		文字の大きさ	縦 1.2m 以下	縦 1.2m 以下	縦 1.2m 以下	縦 1.2m 以下
		商標・Pマークの大きさ	縦横それぞれ 2.4m 以下	縦横それぞれ 2.4m 以下	縦横それぞれ 2.4m 以下	縦横それぞれ 2.4m 以下
		色彩	文字・商標・Pマークの彩度が2以下	文字・商標・Pマークの彩度が2以下	文字・商標・Pマークの彩度が2以下	文字・商標・Pマークの彩度が暖色系8以下、暖色系以外6以下
		照明	照明は行わない	照明は行わない	照明は行わない	照明装置が文字の内部若しくは裏面又は背後の壁面に取り付けられていること
	壁面利用広告物の総量	表示面積の合計が壁面の面積（10m 以下）の 1/5 以下かつ 30㎡以下	表示面積の合計が壁面の面積（10m 以下）の 1/5 以下かつ 30㎡以下	表示面積の合計が壁面の面積（10m 以下）の 1/5 以下かつ 30㎡以下	表示面積の合計が壁面の面積（10m 以下）の 1/5 以下かつ 30㎡以下	
	広告物の地色の色彩	地色の彩度が暖色系8以下、暖色系以外6以下（表示面積2㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告は対象外）	地色の彩度が暖色系8以下、暖色系以外6以下（表示面積2㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告は対象外）	地色の彩度が暖色系8以下、暖色系以外6以下（表示面積2㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告は対象外）	地色の彩度が暖色系8以下、暖色系以外6以下（表示面積2㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告は対象外）	
屋上広告物の設置	10m 超不可	10m 超不可	10m 超不可	10m 超不可		
広告内容	自家用広告物・管理用広告物のみ掲出可（表示面積1㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告は対象外）	自家用広告物・管理用広告物のみ掲出可（表示面積1㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告は対象外）	自家用広告物・管理用広告物のみ掲出可（表示面積1㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告は対象外）	自家用広告物・管理用広告物のみ掲出可（表示面積1㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告は対象外）		
誘導基準	屋上広告物の設置	平和記念公園、平和大通り、河川から見える場所には屋上広告物を掲出しない。	平和記念公園、平和大通り、河川から見える場所には屋上広告物を掲出しない。	平和記念公園、平和大通り、河川から見える場所には屋上広告物を掲出しない。	平和記念公園、平和大通り、河川から見える場所には屋上広告物を掲出しない。	
	広告物の掲出場所	原則として平和記念公園、平和大通りから見える場所には広告物を掲出しない。	原則として平和記念公園、平和大通りから見える場所には広告物を掲出しない。	原則として平和記念公園、平和大通りから見える場所には広告物を掲出しない。	原則として平和記念公園、平和大通りから見える場所には広告物を掲出しない。	
	点減等	点減又は輝度に変化する広告は掲出しない。	点減又は輝度に変化する広告は掲出しない。	点減又は輝度に変化する広告は掲出しない。	点減又は輝度に変化する広告は掲出しない。	
	その他	・周辺の街並みや建築物との調和を図る。 ・表示内容・掲出数は必要最小限のものとする。 ・形態、意匠、色彩、大きさ、位置、素材など、デザインを工夫する。 ・テナント看板等はできる限り集約化する。	・周辺の街並みや建築物との調和を図る。 ・表示内容・掲出数は必要最小限のものとする。 ・形態、意匠、色彩、大きさ、位置、素材など、デザインを工夫する。 ・テナント看板等はできる限り集約化する。	・周辺の街並みや建築物との調和を図る。 ・表示内容・掲出数は必要最小限のものとする。 ・形態、意匠、色彩、大きさ、位置、素材など、デザインを工夫する。 ・テナント看板等はできる限り集約化する。	・周辺の街並みや建築物との調和を図る。 ・表示内容・掲出数は必要最小限のものとする。 ・形態、意匠、色彩、大きさ、位置、素材など、デザインを工夫する。 ・テナント看板等はできる限り集約化する。	

地区別一覧 1/2

重点地区

グループII	グループI	グループI	グループII	グループI	グループI
E地区	②平和大通り沿道地区	③縮景園周辺地区	④リバーフロント・シーフロント地区	⑤不動院周辺地区	⑥広島東照宮・國前寺周辺地区
平和記念公園からの眺望に配慮する必要がある地区とし、東西の区域ごとに景観の形成を図る。	戦災復興により整備された本市を代表する通りとして、緑と沿道の街並みの調和した景観を形成する。	縮景園のたたずまいと調和した良好な景観を形成する。	美しく整備された河岸緑地や遠くまで見通せる空間の特性を生かし「水の都ひろしま」にふさわしい、潤いや安らぎ、にぎわいを創出する景観を形成する。	不動院のたたずまいと調和した良好な景観を形成する。	広島東照宮や國前寺などの歴史的建造物群により醸し出される雰囲気と調和した良好な景観を形成する。
景観形成広告整備地区	景観形成広告整備地区	景観形成広告整備地区	景観形成広告整備地区	——	——
20m以下	10m以下	10m以下	20m以下	7m以下	10m以下
緩和基準C	緩和基準B	緩和基準B	緩和基準C	緩和基準B	緩和基準B
表示面積が20㎡以下の自家用広告物	ビル名称等又は駐車場を表す案内用記号（Pマーク）	ビル名称等又は駐車場を表す案内用記号（Pマーク）	表示面積が20㎡以下の自家用広告物	ビル名称等又は駐車場を表す案内用記号（Pマーク）	ビル名称等又は駐車場を表す案内用記号（Pマーク）
建築物の壁面に掲出するもの（表示形式は問わない）	建築物の壁面に箱文字又は直塗りて表示するもの 広告物の個数は1壁面につき1個	建築物の壁面に箱文字又は直塗りて表示するもの 広告物の個数は1壁面につき1個	建築物の壁面に掲出するもの（表示形式は問わない）	建築物の壁面に箱文字又は直塗りて表示するもの 広告物の個数は1壁面につき1個	建築物の壁面に箱文字又は直塗りて表示するもの 広告物の個数は1壁面につき1個
—（表示面積は20㎡以下）	縦1.2m以下	縦1.2m以下	—（表示面積は20㎡以下）	縦1.2m以下	縦1.2m以下
—（表示面積は20㎡以下）	縦横それぞれ2.4m以下	縦横それぞれ2.4m以下	—（表示面積は20㎡以下）	縦横それぞれ2.4m以下	縦横それぞれ2.4m以下
地色の彩度が暖色系8以下、暖色系以外6以下	文字・商標・Pマークの彩度が暖色系8以下、暖色系以外6以下	文字・商標・Pマークの彩度が暖色系8以下、暖色系以外6以下	地色の彩度が暖色系8以下、暖色系以外6以下	文字・商標・Pマークの彩度が暖色系8以下、暖色系以外6以下	文字・商標・Pマークの彩度が暖色系8以下、暖色系以外6以下
—（照明方法は問わない）	照明装置が文字の内部若しくは裏面又は背後の壁面に取り付けられていること	照明装置が文字の内部若しくは裏面又は背後の壁面に取り付けられていること	—（照明方法は問わない）	照明装置が文字の内部若しくは裏面又は背後の壁面に取り付けられていること	照明装置が文字の内部若しくは裏面又は背後の壁面に取り付けられていること
〔壁面の面積（20m以下、以下同じ）が300㎡以下〕 表示面積の合計が壁面の面積の1/3以下（100㎡まで可） 〔壁面の面積が300㎡超〕 表示面積の合計が100㎡に壁面の面積の300㎡を超える部分の1/5を加えた面積以下 ただし広告物1個の表示面積は100㎡以下	表示面積の合計が壁面の面積（10m以下）の1/5以下かつ30㎡以下	表示面積の合計が壁面の面積（10m以下）の1/5以下かつ30㎡以下	〔壁面の面積（20m以下、以下同じ）が180㎡以下〕 表示面積の合計が壁面の面積の1/3以下（60㎡まで可） 〔壁面の面積が180㎡超〕 表示面積の合計が60㎡に壁面の面積の180㎡を超える部分の1/5を加えた面積以下 ただし広告物1個の表示面積は60㎡以下	表示面積の合計が壁面の面積（7m以下）の1/5以下かつ20㎡以下	表示面積の合計が壁面の面積（10m以下）の1/5以下かつ30㎡以下
地色の彩度が10以下（表示面積10㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告物は対象外）	地色の彩度が暖色系8以下、暖色系以外6以下（表示面積5㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告物は対象外）	地色の彩度が暖色系8以下、暖色系以外6以下（表示面積2㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告物は対象外）	地色の彩度が10以下（表示面積10㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告物は対象外）	地色の彩度が暖色系8以下、暖色系以外6以下（表示面積2㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告物は対象外）	地色の彩度が暖色系8以下、暖色系以外6以下（表示面積2㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告物は対象外）
20m超不可	10m超不可	10m超不可	20m超不可	7m超不可	10m超不可
——	自家用広告物・管理用広告物のみ掲出可（表示面積1㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告物は対象外）	自家用広告物・管理用広告物のみ掲出可（表示面積1㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告物は対象外）	——	自家用広告物・管理用広告物のみ掲出可（表示面積1㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告物は対象外）	自家用広告物・管理用広告物のみ掲出可（表示面積1㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告物は対象外）
平和記念公園、平和大通り、河川から見える場所には屋上広告物を掲出しない。	平和記念公園、平和大通り、河川から見える場所には屋上広告物を掲出しない。	縮景園、河川から見える場所には屋上広告物を掲出しない。	河川・港湾から見える場所には屋上広告物を掲出しない。	——	——
原則として平和記念公園から見える場所には広告物を掲出しない。	平和大通りから見える場所（高さ10m以下）にはビル名称等又は店名のみ掲出可。	原則として縮景園から見える場所には広告物を掲出しない。	〔河川・港湾から見える場所〕（高さ10メートル超）には、ビル名称等で緩和基準Bを満たすもののみ掲出可。 〔河川・港湾から見える場所〕（高さ10メートル以下）にはビル名称等又は店名のみ掲出可（地色の彩度が暖色系8以下、暖色系以外6以下であるものに限る（表示面積2㎡以下の広告物は対象外））。	——	——
——	点滅又は輝度に変化する広告物は掲出しない。	点滅又は輝度に変化する広告物は掲出しない。	河川・港湾から見える場所には点滅又は輝度に変化する広告物は掲出しない。	——	——
・周辺の街並みや建築物との調和を図る。 ・表示内容・掲出数は必要最小限のものとする。 ・形態、意匠、色彩、大きさ、位置、素材など、デザインを工夫する。 ・テナント看板等はできる限り集約化する。	・周辺の街並みや建築物との調和を図る。 ・表示内容・掲出数は必要最小限のものとする。 ・形態、意匠、色彩、大きさ、位置、素材など、デザインを工夫する。 ・テナント看板等はできる限り集約化する。	・周辺の街並みや建築物との調和を図る。 ・表示内容・掲出数は必要最小限のものとする。 ・形態、意匠、色彩、大きさ、位置、素材など、デザインを工夫する。 ・テナント看板等はできる限り集約化する。	・周辺の街並みや建築物との調和を図る。 ・表示内容・掲出数は必要最小限のものとする。 ・形態、意匠、色彩、大きさ、位置、素材など、デザインを工夫する。 ・テナント看板等はできる限り集約化する。	——	——

屋外広告物の掲出に関する基準

区 分		景 観 計 画				
		グループ I	グループ II	グループ I	グループ II	
		⑦広島城・中央公園地区	⑧西風新都地区	⑨広島駅新幹線口地区		
二葉の里歴史の散歩道に面するエリア（二葉の里歴史の散歩道から 25 メートル以内）	二葉の里歴史の散歩道に面しないエリア（二葉の里歴史の散歩道から 25 メートル超）					
景観計画に定める地区ごとの景観形成の方針		都心に立地する多様な都市機能と公園の持つ緑のオアシス機能が調和した景観を形成する。	緑豊かな山並みとの調和を図りながら、自然に囲まれた都市拠点にふさわしい個性的で潤いのある景観づくりを進める。	二葉山や周辺の歴史的なたたずまいと、新たに生み出される都市機能との調和を図りながら、本市の陸の玄関にふさわしい風格ある景観を形成する。		
景観形成広告整備地区への指定		—	—	—	—	
許可基準	広告物の設置高さ	10m 以下	20m 以下	10m 以下	20m 以下	
	設置高さの制限を緩和する広告物の基準	緩和基準 B	緩和基準 C	緩和基準 B	緩和基準 C	
		表示内容	ビル名称等又は駐車場を表す案内用記号（Pマーク）	表示面積が 20㎡以下の自家用広告物	ビル名称等又は駐車場を表す案内用記号（Pマーク）	表示面積が 20㎡以下の自家用広告物
		表示形式	建築物の壁面に箱文字又は直塗り表示するもの 広告物の個数は 1 壁面につき 1 個	建築物の壁面に掲出するもの（表示形式は問わない）	建築物の壁面に箱文字又は直塗り表示するもの 広告物の個数は 1 壁面につき 1 個	建築物の壁面に掲出するもの（表示形式は問わない）
		文字の大きさ	縦 1.2m 以下	—（表示面積は 20㎡以下）	縦 1.2m 以下	—（表示面積は 20㎡以下）
		商標・Pマークの大きさ	縦横それぞれ 2.4m 以下	—（表示面積は 20㎡以下）	縦横それぞれ 2.4m 以下	—（表示面積は 20㎡以下）
		色彩	文字・商標・Pマークの彩度が暖色系 8 以下、暖色系以外 6 以下	地色の彩度が暖色系 8 以下、暖色系以外 6 以下	文字・商標・Pマークの彩度が暖色系 8 以下、暖色系以外 6 以下	地色の彩度が暖色系 8 以下、暖色系以外 6 以下
	照明	照明装置が文字の内部若しくは裏面又は背後の壁面に取り付けられていること	—（照明方法は問わない）	照明装置が文字の内部若しくは裏面又は背後の壁面に取り付けられていること	—（照明方法は問わない）	
	壁面利用広告物の総量	表示面積の合計が壁面の面積（10m 以下）の 1/5 以下かつ 30㎡以下	（壁面の面積（20m 以下、以下同じ）が 300㎡以下） 表示面積の合計が壁面の面積の 1/3 以下（100㎡まで可） （壁面の面積が 300㎡超） 表示面積の合計が 100㎡に壁面の面積の 300㎡を超える部分の 1/5 を加えた面積以下 ただし広告物 1 個の表示面積は 100㎡以下	表示面積の合計が壁面の面積（10m 以下）の 1/5 以下かつ 30㎡以下	（壁面の面積（20m 以下、以下同じ）が 300㎡以下） 表示面積の合計が壁面の面積の 1/3 以下（100㎡まで可） （壁面の面積が 300㎡超） 表示面積の合計が 100㎡に壁面の面積の 300㎡を超える部分の 1/5 を加えた面積以下 ただし広告物 1 個の表示面積は 100㎡以下	
	広告物の地色の色彩	地色の彩度が暖色系 8 以下、暖色系以外 6 以下（表示面積 2㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告物は対象外）	地色の彩度が 10 以下（表示面積 10㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告物は対象外）	地色の彩度が暖色系 8 以下、暖色系以外 6 以下（表示面積 2㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告物は対象外）	地色の彩度が 10 以下（表示面積 10㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告物は対象外）	
屋上広告物の設置	10m 超不可	20m 超不可	10m 超不可	20m 超不可		
広告内容	自家用広告物・管理用広告物のみ掲出可（表示面積 1㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告物は対象外）	—	自家用広告物・管理用広告物のみ掲出可（表示面積 1㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告物は対象外）	—		
誘導基準	屋上広告物の設置	—	—	—		
誘導基準	広告物の掲出場所	—	—	—		
誘導基準	点減等	—	—	—		
誘導基準	その他	—	—	—		

凡例・備考

- 許可基準 … 屋外広告物条例施行規則別表第 3 に定める景観計画の区域内における屋外広告物の許可基準
誘導基準 … 景観形成広告整備地区（屋外広告物条例第 12 条）の広告物景観形成指針による屋外広告物の誘導基準（適合努力義務あり）
- 壁面利用広告物の総量規制 … 建築物又は工作物（塀、柵、工事現場の仮囲いその他これらに類する工作物に限る。）の 1 壁面に掲出できる広告物の総量（表示面積総量規制の割合で算定した表示可能面積が 10㎡に満たない場合は 10㎡以下まで広告物の掲出が可能。また、表示面積が 1㎡以下の「壁面利用広告物」とは、建築物の壁面等を利用して掲出する広告物（屋上に設置する広告塔及び平看板を含み、突出し看板及び気球）
- 色彩 … マンセル値（日本工業規格 Z8721 に定める色相、明度及び彩度の色の三属性）による。「暖色系」は 0R から 5Y までの色相、「暖色系以外」はその他の色
- リバーフロント・シーフロント地区のエリアと他の景観計画重点地区が重なるエリアについては、重複する他の景観計画重点地区の許可基準を適用する。（合わせて

地区別一覧 2/2

重点地区				景観計画重点地区以外
グループⅡ	グループⅡ	グループⅡ	グループⅡ	グループⅢ
⑩ 広島駅南口地区	⑪ 広島市民球場周辺地区	⑫ 都心幹線道路沿道地区	⑬ 宇品みなと地区	一般区域
再開発や駅前広場の再整備により新たに生み出される都市機能との調和を図りながら、本市の陸の玄関にふさわしい景観を形成する。	広島市民球場等の既存施設や周辺に新たに生み出される都市機能との調和を図りながら、活力とにぎわいのある新たな景観を形成する。	都心にふさわしい風格とにぎわいのある良好な街並み景観を形成する。	みなとににぎわいを創出し、本市の海の玄関にふさわしい魅力にあふれた景観を形成する。	———
———	———	———	———	———
20m 以下	20m 以下	20m 以下	20m 以下	———
緩和基準 C	緩和基準 C	緩和基準 C	緩和基準 C	
表示面積が 20㎡以下の自家用広告物	表示面積が 20㎡以下の自家用広告物	表示面積が 20㎡以下の自家用広告物	表示面積が 20㎡以下の自家用広告物	
建築物の壁面に掲出するもの（表示形式は問わない）	建築物の壁面に掲出するもの（表示形式は問わない）	建築物の壁面に掲出するもの（表示形式は問わない）	建築物の壁面に掲出するもの（表示形式は問わない）	
—（表示面積は 20㎡以下）	—（表示面積は 20㎡以下）	—（表示面積は 20㎡以下）	—（表示面積は 20㎡以下）	———
—（表示面積は 20㎡以下）	—（表示面積は 20㎡以下）	—（表示面積は 20㎡以下）	—（表示面積は 20㎡以下）	
地色の彩度が暖色系 8 以下、暖色系以外 6 以下	地色の彩度が暖色系 8 以下、暖色系以外 6 以下	地色の彩度が暖色系 8 以下、暖色系以外 6 以下	地色の彩度が暖色系 8 以下、暖色系以外 6 以下	
—（照明方法は問わない）	—（照明方法は問わない）	—（照明方法は問わない）	—（照明方法は問わない）	
〔壁面の面積（20m 以下、以下同じ）が 300㎡以下〕 表示面積の合計が壁面の面積の 1/3 以下（100㎡まで可） 〔壁面の面積が 300㎡超〕 表示面積の合計が 100㎡に壁面の面積の 300㎡を超える部分の 1/5 を加えた面積以下 ただし広告物 1 個の表示面積は 100㎡以下	〔壁面の面積（20m 以下、以下同じ）が 300㎡以下〕 表示面積の合計が壁面の面積の 1/3 以下（100㎡まで可） 〔壁面の面積が 300㎡超〕 表示面積の合計が 100㎡に壁面の面積の 300㎡を超える部分の 1/5 を加えた面積以下 ただし広告物 1 個の表示面積は 100㎡以下	〔壁面の面積（20m 以下、以下同じ）が 300㎡以下〕 表示面積の合計が壁面の面積の 1/3 以下（100㎡まで可） 〔壁面の面積が 300㎡超〕 表示面積の合計が 100㎡に壁面の面積の 300㎡を超える部分の 1/5 を加えた面積以下 ただし広告物 1 個の表示面積は 100㎡以下	〔壁面の面積（20m 以下、以下同じ）が 300㎡以下〕 表示面積の合計が壁面の面積の 1/3 以下（100㎡まで可） 〔壁面の面積が 300㎡超〕 表示面積の合計が 100㎡に壁面の面積の 300㎡を超える部分の 1/5 を加えた面積以下 ただし広告物 1 個の表示面積は 100㎡以下	表示面積の合計が壁面面積（壁面全体）の 1/3 以下（上限なし）
地色の彩度が 10 以下（表示面積 10㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告物は対象外）	地色の彩度が 10 以下（表示面積 10㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告物は対象外）	地色の彩度が 10 以下（表示面積 10㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告物は対象外）	地色の彩度が 10 以下（表示面積 10㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告物は対象外）	———
20m 超不可	20m 超不可	20m 超不可	20m 超不可	———
———	———	———	———	———
———	———	———	———	———
———	———	———	———	———
———	———	———	———	———

の合計)の壁面の面積(設置高さの制限がある場合は高さ制限以下の部分に限る。)に対する割合及び上限値。
 広告物及び掲出期間が2週間以内の一次的・仮設的な広告物については総量の算定に含めない。(壁面利用広告物としない。)
 広告を除く。)及び塀、柵、工事現場の仮囲いその他これらに類する工作物の壁面等に掲出する広告物をいう。

相をいい、「地色」とは広告物の表示面積の3分の1以上の部分で使用される色をいう。

リバーフロント・シーフロント地区の広告物景観形成指針に基づく誘導基準を適用する。



屋外広告物新基準の概要

広島市 都市整備局 都市計画課 ☎ 082-504-2277
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号
登録番号 広 K2-2014-614 (平成30(2018年)3月増刷)

広島市景観計画の本編は、
広島市ホームページに掲載しています。